令和４年度　第７回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会議事概要

日　　時　令和４年12月16日（金）14:00～15:30

場　　所　大阪府立男女共同参画・青少年センター５階視聴覚スタジオ

出席委員　内田部会長・織田澤委員・北野委員・小谷委員・兒山委員・前田委員（６名）

議　　題　（１）意見具申（案）について

（２）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

（１） 意見具申（案）について

◆［部会長］

　　これまでの審議会にて、第４回から第６回都市整備部会までに審議した、事前評価案件４件については全て「事業実施」、再評価案件２件については「事業継続」で取りまとめているが、現段階で異議意見等はないか。

○委員：異論なし。

◆［部会長］

それでは、これまでの審議を踏まえて、意見具申の取りまとめを行う。事務局より意見具申（案）の説明をお願いする。

◆［事務局］

　　資料１に基づき説明。

◆［部会長］

　　各事業について、付帯意見を付すべきか審議したい。

　　一般府道三林岡山線道路改良事業についてはいかがか。

○委員：特に必要はない。

◆［部会長］

　　主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）（岩阪工区）道路改良事業についてはいかがか。

○委員：府民意見に対する府の見解について、前回部会での指摘を踏まえ、かなり改善は為されているものの、環境基準内であることは最低限のことである。これまでの土地利用の変更等の経緯も踏まえると極力対策を行っていくことを付帯意見で示すことができればいいと考える。

○委員：付帯意見をつけるかは判断しかねるが、住民に寄り添った説明を行うことが事業理解につながると考える。

○委員：府民意見は事業に関するものというより、用途地域の変更に起因するものである。住民の方の納得や理解を得るためには何らかの意見を付すことが望ましいと考えるが、既に回答された府見解の変更経緯を考えると付帯意見をつけることに迷いがある。

○委員：地域住民への説明責任や対応について付帯意見を付すことは重要であるが、本審議会の審議対象基準や評価の視点を踏まえると、付帯意見の対象とすべきか判断が難しい。

○委員：重要なことは、付帯意見を付す・付さないではなく、府民意見に対する府の見解として回答したことに府としてしっかり対応することである。

◆［部会長］

審議会の範疇を超えるところ、すなわち土地利用計画の変更に住民意見が出された原因があるという印象を持っている。府の見解としては当初案よりは良くなったものの、不十分なところもあると思う。事務局より意見具申（案）の説明をお願いする。

◆［事務局］

　　これまでの委員の意見を踏まえ、事務局で参考にたたき台を作成しているので読み上げる。

***審議対象事業のうち１件の事業について、特に今後の事業実施に留意すべき事項として意見を付した。***

***【②主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）（岩阪工区）道路改良事業】***

***〔対応方針（原案）について〕***

***当該事業は、彩都（国際文化公園都市）と周辺地域とが新たに結ばれ、新名神高速道路（茨木千提寺IC）へのアクセス性向上により、広域的な道路ネットワークの強化に資することを目的としている。また、本路線は彩都の骨格を形成する主要な道路であり、彩都東部地区のまちづくりと併せて整備する（仮称）佐保橋梁に引き続き、整備を推進していく事業であることから、対応方針（原案）は「事業実施」としている。***

***〔審議結果と付帯意見〕***

***当該事業は、彩都西部地区と中部地区を結ぶ区間であり、彩都と周辺地域、新名神高速道路（茨木千提寺IC）へのアクセス性向上により、防災機能が向上すること、広域的な幹線道路ネットワークが強化されることで、彩都やその周辺地域における企業立地促進や物流の効率化に寄与すること、さらに費用便益比は8.11と、1を大きく上回っていることから、対応方針（原案）どおり「事業実施」とすることに異論はない。***

***ただし、当該事業について、当該地区の住環境問題に関する府民意見が寄せられたことからも、今後事業を実施する際は、近隣住民に対して住環境への影響についても丁寧な対応を行うよう、留意されたい。***

◆［部会長］

　　委員よりご意見ご質問および修正提案等はないか。

○委員：付帯意見を付ける必要はないと判断する。

○委員：私は付帯意見を付ける方がよいと考える。特に「住環境への影響についても丁寧な対応を行うよう、留意されたい」という記載があることで、説明だけではなく対応すべきという意見が強くでており、よいと考える。

○委員：審議会として住環境について一定の配慮を示すという観点では、付帯意見を付けることは意味があるものと考える。

○委員：住環境への影響に対応することは、すべての事業において当然のことであるため、あえて意見を付する必要はないと考えていたが、本事業については、住民が当初想定していた生活と今後の事業が実施された後では、住環境の変化が他の事案よりも少し大きいかもしれない。その点を踏まえると付帯意見を付すことに意味があるのではないか。

○委員：住民が府の対応を期待できる文面であって、事務局案がよいと考える。

◆［部会長］

　　事業部局におかれては、付帯意見の有無にかかわらず当然ご留意いただけるものと信じる。しかし、知事宛の文書であるとともに公表される文書であることから、本件においては意見を付すことが住民に対して分かり易いものになると判断する。

　　都市計画道路千里丘寝屋川線街路事業及び都市計画道路大県本郷線・川北柏原線街路事業について確認する。事業の必要性については理解ができ、指摘はあったものの、意見を付すような大きな話ではないと考えるがいかがか。

○委員：異論なし。

◆［部会長］

　　承知。大泉緑地整備事業についても意見を付すまでもないと考えるがいかがか。

○委員：異論なし。

◆［部会長］

　　承知。

京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業について確認する。進捗管理の観点で付帯意見を付す余地があると考えられるがいかがか。

○委員：付帯意見は必要ないと考える。

○委員：同じく付帯意見は必要ないと考える。

○委員：付帯意見は不要かと考える。公開されている議事録の方で丁寧な議論は示しているので、あえてつける必要性は高くないと考える。

○委員：連続立体交差事業の場合は事業完了まで全く効果が発現しないという特徴があるため、付帯意見を付すことの必要性は高いと考える。

○委員：完了予定の時期を提示できないことには違和感があるが、付帯意見を付すまでの判断はしかねる。

◆［部会長］

　　他の委員の意見を聞いていかがか。再度、各委員に意見を求める。

○委員：事業進捗を適切に管理することは当然であるため、必要ないと考える。

○委員：付帯意見を付すことによって特別な変化が期待されることもないため、不要と考える。

○委員：議事録で公表されていることで府民への説明が出来ているため必要ないと考える。

○委員：付帯意見を付すことでより一層の進捗の管理が図られるなら意味があるかもしれないが、付帯意見を付さなくても進捗を図られるなかで、あえて付帯意見を付すことの特別な意味はないのではないかと考える。

○委員：つけなくてよいと考える。

◆［部会長］

　　全体として不要であるとの意見であり、私自身も付帯意見を付すことで何らかの効果があるとは想定されないため意見を付しても意味がないと考える。よって付帯意見なしとするがいかがか。

○委員：異論なし。

◆［部会長］

　　以上を総括し、意見具申については、主要地方道茨木摂津線（都市計画道路茨木箕面丘陵線）（岩阪工区）道路改良事業についてのみ付帯意見を付すことで確定としたいと思う。

以上で、意見具申の審議を終了する。

（２） その他

◆（第８回審議会について）

　日　　時：令和５年１月２3日（月）（予定）

　審議内容：①府民意見等の募集結果について

　　　　　　②意見具申（案）について

　　　　　　③その他

以上